

(仮称)池子の森自然公園基本計画案に関するパブリックコメント実施結果

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので公表致します。

* パブリックコメント実施期間

平成25年1月17日(木)～2月15日(金)

* 提出意見

184件 96名(市内在住67名 市外26名 住所未記載・判読不明3名)

* 提出方法

電子メール	67件	46名
ファックス	24件	16名
郵送	25件	4名
持参	69件	30名
合計	184件	96名

* 分類別件数

基本方針	46件
(自然保護	29)
(防災	17)
ゾーニング	1件
動線	3件
運動施設	41件
(400メートルトラック	1)
(野球場	29)
(その他	11)
文化財展示収蔵施設	9件
野外活動施設	4件
子ども遊び広場	1件
アーチェリー場	22件
ドッグラン	2件
芝生広場	1件
散策路	2件
その他	50件
判読不明	2件

* 市の対応区分

対 応 区 分		件 数
○	意見を反映する必要があると判断し、計画案を修正したもの	0
□	意見の趣旨や考え方が既に計画案に入っており、修正を要しないと判断したもの	44
△	計画案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	87
■	意見を反映させず、計画案通りにしたもの	50
-	計画案と無関係のもの及び判読不明のもの	3
合 計		184

* 意見の概要とその対応

No.	分 類	意 見	対応区分	回 答
1	運動施設 (野球場)	逗子リトルリーグは13年前より池子住宅地内の球場を利用してきた。市内には、公式試合が可能な硬式野球場は池子以外にはない。公園として市の管理になっても、硬式野球場として、市内の硬式野球チームが優先的に使用出来るよう配慮を願う。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
2	運動施設 (野球場)	13年前から池子住宅地内の野球場で逗子リトルリーグの活動を行っており、独自の費用で防球ネットの整備などグラウンドの保持も行ってきた。市内での硬式野球が可能な施設は3箇所(内池子に2箇所)であり、軟式野球、ソフトボールは遠慮いただきたい。逗子リトルリーグが優先して利用できるよう配慮を願う。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
3	野外活動 施設	管理伐採後の木材を薪にする等、再生エネルギーの学習の場とする。	□	公園内には、将来を担う青少年が公園内の自然環境を学習し、より身近に感じられる野外活動施設の整備を検討しています。 また、公園内の植生等を踏まえ、樹木の適切な管理を検討していきます。
4	動線計画	近隣中学校の環境学習のし易さを考慮し、久木側の出入り口には規制をかけない。	△	開園時間等につきましては、利用方法等を考慮し、今後検討していきます。
5	運動施設 (野球場)	野球場について、現行の硬式野球場での使用に考慮をお願いする。現行の使用状況を考慮せず「市民のスポーツの場」とすることは、硬式野球のスポーツの場を奪うことになり、多様な市民ニーズが期待されている都市公園計画理念にそぐわない。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
6	運動施設 (野球場)	硬式野球ができる環境が存続できるよう、逗子リトルリーグに野球場の優先利用について配慮願いたい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
7	運動施設 (野球場)	野球場を逗子リトルリーグの専用球場としていただきたい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
8	運動施設 (野球場)	野球場を、硬式野球専用グラウンドとしての利用をお願いする。13年前より父兄がグラウンドの保持に努めてきた。軟式野球、ソフトボールとの共同利用は練習の場を失うことになる。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。

9	運動施設 (野球場)	市内で少年硬式野球ができる球場は、現在使用中のグラウンドのみである。一般開放や共同使用では硬式野球に取り組む子どもたちの夢や希望を大人の都合で取り上げてしまうことになるのではないかと。今後も変わりなく硬式野球場の使用をさせていただきたい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
10	運動施設 (野球場)	野球場の使用について、現行の使用にさせていただきたい。硬式野球ができるグラウンドは市内には3箇所(内池子が2箇所)であり、軟式野球、ソフトボールと比較すると厳しいものとなっている。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
11	アーチェリー場	アーチェリー場を公式大会の開催を考慮し、射的最大距離を90メートル、幅を35メートルにさせていただきたい。アーチェリーは広いスペースを必要とする特殊な競技であり設置が非常に難しい。案のとおり整備が終われば、今後拡大することはないと思われる。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
12	運動施設 (野球場)	硬式野球場は市内に3箇所(内池子に2箇所)しかなく、逗子リトルリーグ、逗子シニアリーグの野球場使用確保を望む。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
13	運動施設 (野球場)	野球が大好きな子供達へ、硬式用グラウンドを与えていただきたいとせつに願う。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
14	運動施設 (野球場)	市内には硬式野球場がなく、池子ヒルズの2球場が唯一となっている。使用できなくなると逗子での練習はほぼ不可能となる。池子ヒルズグラウンドを、硬式野球場専用グラウンドとして利用させていただけるようお願いする。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
15	アーチェリー場	アーチェリーの最大射程は90メートルとなっているので、的の内、一つか二つだけでも射程距離を90メートルにさせていただきたい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
16	基本方針 (自然保護)	自然を将来的に保全するため、レクリエーションエリアなど、人が入るエリアをできるだけ狭くする。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
17	基本方針 (自然保護)	公園内の自然保護を図るため、入園の有料化、入園者を市民、近隣住民に限定するべきである。	△	都市公園としての整備を行い、全ての方が安全、安心して、利用できる公園とする計画です。

18	文化財展示収蔵施設	既設施設の活用を検討すべきであり、池子の森への新設は行うべきではない。	■	池子から出土した文化財をはじめ市内所在の他の文化財についても、適切な保存管理と活用が必要となっていますが、当該地以外での用地取得が困難なため、当該地での計画としました。今後も適切な方策を検討していきます。
19	野外活動施設	開園後に必要に応じて検討すべきである。自然環境の学習にハコモノは必要ないとする。	■	市民の皆様の自然への理解を深めるため、学習の場は必要と考えています。施設の整備については、皆様の意見をお聴きしながら、検討していきます。
20	運動施設(その他)	テニスコートのサーフェイスの更新は必要と考えるが、休憩施設は不要である。管理棟の一角に設ければ良い。400メートルトラック、野球場も同様である。	■	運動施設については、皆様が利用しやすいよう整備を行っていきます。施設利用者の健康のためにも、日よけ等の休憩施設は必要と考えています。
21	運動施設(400メートルトラック)	400メートルトラックは、市にとって貴重な財産であることから、学校や団体の優先的・専用的な利用とし、第一運動公園との棲み分けを行う。また、ラグビーやアメリカンフットボールなども他に適地がないため、利用可能とすべきである。	△	市にとっては唯一の施設となりますので、一定のルールのもと、より多くの市民の皆様が利用できるように、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
22	運動施設(野球場)	硬式野球場は市内に3箇所(内池子に2箇所)であり、池子の野球場は、甲子園や大学・社会人、プロ野球を目指す野球少年のための場として、逗子リトル、シニア、市内公立高校野球部の専用球場とし、軟式野球、ソフトボールとの棲み分けをすべきである。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
23	アーチェリー場	アーチェリー場は、池子の森の中に新設すべきではない。第一運動公園での拡張・更新により、70メートルの規模は可能である。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同で利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。
24	アーチェリー場	アーチェリー場は、1的でも良いので90メートルを行射できる距離の確保をお願いする。練習量が増え、自己記録の向上が図れる。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
25	その他	公園内に市営樹木葬墓地の設営を望む。 【第1案】池の北側、東から西へ開ける平地の谷戸 【第2案】共同利用エリアの北側	■	本計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。
26	アーチェリー場	アーチェリー場の新設では、90メートル射が可能となるようにしていただきたい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。

27	運動施設 (400メートルトラック)	初心者でも始められるようなランニング専用の道、トラックを造っていただきたい。	□	整備案では、既存の運動施設を現状のまま活用することとしており、400メートルトラックについても市民の皆様が活用できるよう検討していきます。
28	運動施設 (野球場)	これまでと同様に、逗子リーグの子供達が安心して練習できるグラウンドの最優先利用を求める。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
29	運動施設 (野球場)	硬式野球場は市内3か所の内2箇所が池子ヒルズにある。13年前から使用しており、今後も、逗子リーグの活動の場として野球場を与えていただきたい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
30	基本方針 (防災)	大地震と津波対策のため、食糧、飲料水など災害のために大量の備蓄ができるようにしていただきたい。	□	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
31	運動施設 (野球場)	野球場は硬式野球を優先して使用出来ることを望む。市内には硬式野球ができるグラウンドが3か所しかない。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
32	野外活動施設	青少年の学校外教育及び、中高年が持つ各種ノウハウの伝承に主眼を置いた、「新しい学習システムの環境づくり」を提案する。ふれあいスクールの発展形としての「池子の森のフレスク」、市民交流・学習環境を高度化させた「池子の森ふれあいクラブ」等。	△	計画案では、自然の中で子どもたちの自由な発想で遊ぶことのできる「子ども遊び広場」の整備を計画しています。また、自然を体験学習する施設の整備も計画しています。具体的な整備、活動内容については今後検討していきます。
33	基本方針 (自然保護)	池子の森は、自然を護っていくため、入場の制限を行うなど、利用について配慮すべきと考える。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
34	その他	公園の一部に総合病院を建設していただきたい。他のエリアは現状の自然を活かしていただきたい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
35	アーチェリー場	アーチェリー場は、1的でも90メートル射が練習できる整備をお願いします。90メートルによる強化練習の必要性は、アーチェリー協会の方針にもなっている。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
36	散策路	ハコモノの整備ではなく、自然公園として、市民が自由に散策できる歩道のみを整備する。	□	整備にあたっては、極力現状には手を加えないこととしており、散策路は既存のコースに安全性を高めるための整備のみ行うこととしています。

37	その他	この土地は、戦前に強制収用されたものであり、終戦時に元の地主に返されるものであったと考える。元の地主の方々の意見を尊重する姿勢を明確にしていきたい。	△	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。市民の皆様のご意見をお聴きし、関係機関との協議を踏まえ、計画を進めていきます。
38	アーチェリー場	アーチェリー競技としては90メートルの射距離は必要である。トップを目指す競技者を輩出するためには、他自治体の施設を借りる状況は良くない。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
39	アーチェリー場	現在アーチェリーは、第一運動公園の弓道場を利用しているが、平日で数名、週末でもせいぜい10名前後であり、計画のような大掛かりな射場をつくることには、納税者として疑問が残る。射場は、現状程度のものとして、自然を残した方が良い。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同により利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。
40	アーチェリー場	アーチェリー場の射的距離を90メートルにしていきたい。将来を見据え、この機会に90メートルの射場をお願いする。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
41	運動施設（野球場）	市内には硬式野球ができるグラウンドが3箇所(内池子が2箇所)しかないので、軟式野球、ソフトボールとの共同利用は避けていただきたい。従来通り、軟式野球を志す子供達へ、球場利用の確保をお願いする。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
42	アーチェリー場	アーチェリー場は第一運動公園においておき、計画地は緑地として保全する。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同により利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。
43	基本方針（自然保護）	公園と米軍住宅地との境界フェンスは、生態系保全のため動物の移動に配慮すべきである。	△	フェンスは、国が設置することとなっています。フェンスの形態については、セキュリティに配慮したものになると思われます。
44	運動施設（野球場）	逗子リーグは13年前から池子にある二つの野球場を使用している。今後も、現在の活動が維持できるよう、野球場を優先的に使用できるようにしていきたい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
45	その他	公園の一角に樹木葬の墓地を造っていただきたい。次世代に引き継ぐ自然の保全に役立つもの考える。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。

46	基本方針 (自然保護)	逗子市が誇れる自然緑地を残すべきである。観光客をも誘致できる魅力ある自然を目指す。そのため、遊具、キャンプ用地、テニスコート、ドッグラン等は一切はせず。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。また、人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
47	その他	設計に当たっては著名な遠景家、造園家を起用する。第一運動公園とは全く異なったコンセプトとする。	■	設計、整備、利用方法等の具体化に当たっては、市民の皆様のご意見を踏まえるとともに、関係機関との協議を行い、進めていきます。池子の森を市民の財産として、多くの方が安全、安心して利用できるよう、図っていきます。
48	アーチェリー場	アーチェリーの公式ルールでは、90、70、50、30メートルの各距離を36射してトータルの点数を競うものとなっているが、近くに90メートルの練習ができる環境がない。正規の競技ができる射場をつくるためには、少なくとも長さ120メートルは必要である。最悪の場合でも、射場の一部に90メートルの練習ができる設備としてほしい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
49	運動施設 (野球場)	軟式野球やソフトボールの出来る場は20箇所あるが、硬式野球場は3箇所のみであり、そのうち2箇所が当公園区域内にある野球場である。ついては、当該野球場を硬式野球専用として利用できるようにしてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
50	運動施設 (野球場)	軟式野球やソフトボールは、5つの団体に対し、20を超える球場あるが、硬式野球場は3箇所のみである。ついては、当該公園内の野球場を逗子リーグが優先的に利用できるようにしてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
51	運動施設 (野球場)	今後とも当該公園内の硬式野球場を逗子リトルシニアリーグで優先的に利用できるようにお願いします。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
52	運動施設 (野球場)	軟式野球やソフトボールの出来る場は20箇所あるが、硬式野球場は3箇所のみであり、そのうち2箇所が当公園区域内にある野球場である。ついては、当該野球場を硬式野球専用として利用できるようにしてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。

53	基本方針 (防災)	災害時を想定して、久木から直接池子につながる道路が必要である。	□	基本方針には災害対応も含めています。公園には久木側からの出入り口を計画していますが、災害時の具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
54	基本方針 (防災)	自然を大事に残してほしい。その上で子どもたちや親子で宿泊できるキャンプ場を整備してほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。なお、現時点でキャンプ場としての整備は予定していません。
55	アーチェリー場	アーチェリー場は必要なのか。根拠が不明である。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同により利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。
56	その他	池子の山全体が日本に戻ってくることを願う。	△	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。
57	動線計画	返還された際は、久木側からも自動車です施設に入れるようにしてほしい。	■	公園整備に当たっては、自然保護を念頭に検討しました。久木側からの動線計画については、基本的には、自動車での入場は考えていません。
58	運動施設 (野球場)	野球場について、これまで通り逗子市唯一の硬式野球チームが優先的に利用できるようにしてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
59	子ども遊び 広場	子ども遊び広場は、より活用しやすい第一運動公園内に整備した方がよい。	■	子ども遊び広場は、遊具が整備された遊び場ではなく、自然の中で子どもたちの自由な発想で遊ぶことのできる遊び場(プレイパークなど)を想定しています。
60	アーチェリー場	池子の森自然公園にアーチェリー場を整備するのであれば、第一運動公園内の弓道場は廃止し、自由運動広場を拡張すべきである。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同により利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。
61	ドッグラン	池子の森自然公園に整備するのであれば、第一運動公園内のドッグランは不要である。	■	公園整備の基本方針では、自然環境の保全を第一に考慮する自然公園の側面と、誰もがペットの散歩も含め利用できる一般的な市街地内の公園の側面を併せ持っています。計画地の自然環境保全とペットを伴う公園利用の両方を満足させるため、ドッグランを整備するものです。

62	散策路	公園周辺の既存散策路と接続し、散策路内の敷地境界線、フェンス、壁等を撤去してほしい。	△	公園区域外の周辺散策路との連携について、今後とも検討していきます。散策路は、既存の施設をできるだけ活用し、市民の皆様が、安全・安心に公園を利用することができるよう整備します。公園敷地の境界フェンスはセキュリティの面からも必要と考えています。
63	その他	現在の米軍管理事務所(ゲート)を公園区域外に移設してほしい。	□	米軍管理事務所(ゲート)は、公園予定地からは移設される予定です。
64	基本方針 (自然保護)	自然保護の姿勢を守りながら、継続的に公園を運営していくために、公園の運営計画の立案、管理を行う組織づくりを当初から明確にしてほしい。	□	自然保護を念頭にいた保全、活用、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用とあわせて、市民参加の方法についても、検討していきます。
65	芝生広場	森林保全エリアと水環境保全エリアが分断しているように見えるので、両エリアが直接接する場所を広く取るとともに、一般的に生物の減少が著しいと聞く草地に配慮してほしい。 また、自然観察の際にも、生物への負荷が大きくならないように配慮してほしい。	□	森林保全エリアと水環境保全エリアの間にある自然観察エリアは、自然環境の保全を重視した学習の場として、利用上必要な最小限の整備のみをするものです。森林保全エリアと水環境保全エリアに挟まれる個所については、両エリアを分断することなく、一体的な管理を検討していきます。また、池の周辺及びその北側においては、現況において、不足している草地環境を増加させることで、計画地に森林、草地、水辺の環境を整え、計画地の自然環境をより豊かにすることを検討していきます。
66	アーチェリー場	アーチェリー場の設置を嬉しく思う。射場の具体的な設計に当たっては、逗子アーチェリー協会の代表者と協議する場を設けてほしい。	□	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
67	基本方針 (防災)	都市公園として整備する中で、防災公園としての機能も備えてほしい。中長期的に計画しながらも、最小限度のベーシックな対策準備は必要である。	□	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
68	アーチェリー場	アーチェリー場の設置を嬉しく思うが、公式ルールに沿って90メートルの射的距離のアーチェリー場としてほしい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。

69	その他	逗子市民だけの森ではなく、逗子市民が他所に誇れる森にするため、また、アウトドアの発信基地になる可能性が有ると考えるので、民間企業とも積極的に連携して、事業を進めてほしい。具体的には、アウトドア雑誌とのタイアップ、民間事業者の参入、自転車での乗り入れ、キャンプ場利用者向け等の週末朝市などを実施してほしい。これらの考え方は、「人と自然の調和」に基づくものであり、商業主義的なものではない。自然を大事にすることを第一にするのであれば、立ち入り人数を制限するなどの対応が必要である。かつてのように、野山を子どもが駆け回れるように整備してほしい。	□	本計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とし、多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備するものです。 人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。 なお、現時点でキャンプ場としての整備は予定していません。
70	運動施設 (野球場)	逗子シニアに入部した理由は、専用グラウンドを持っているからであり、今後とも優先的に使わせてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
71	運動施設 (野球場)	野球場については、都市公園として開放しても、引き続き逗子シニアに優先的に使用させてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
72	基本方針 (防災)	災害対応として、公園内に防火施設を設置してほしい。高齢者用の避難対策を充実してほしい。ただ、その一方で、なるべく自然には触れないでほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 なお、基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
73	運動施設 (野球場)	軟式野球やソフトボールは、5つの団体に対し、20を超える球場があるが、硬式野球場は3箇所のみである。公園内の野球場については、これまでもグラウンド整備や維持に係る費用も負担してきた。については、市内に硬式野球場が整備され、環境が整うまでは、逗子リーグが優先的に利用できるようにしてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
74	基本方針 (自然保護)	池子の森は、人の勝手や都合を押し付けけるのではなく、自然の状態を残すべきであり、建造物やレジャー施設等の建設には断固反対する。野鳥や弱い生き物たちが安心してくつろげる聖域であってほしい。	△	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。

75	基本方針 (自然保護)	池子の森の貴重な自然を分断することのないよう、最小限の手を加えた自然観察の森にしてほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう慎重に検討していきます。
76	基本方針 (自然保護)	植生調査が過去のものであり、今後現況調査を必要に応じて実施し、基本計画、運営計画を見直していくべきである。具体的には、山地の森林はコナラの巨木化などによる荒廃が進んでおり、平地についても、外来種対策や害虫駆除などの管理計画を検討する必要がある。 また、自然の保全と活用の区域を明らかにし、保全方法を明確にする必要がある。	□	基本計画案の策定に当たっては、既存の資料をもとに記載しています。今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。 人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
77	その他	今後の維持管理計画・管理体制については、市民参加による意見交換を含め、ずしし環境会議の意見を十分に反映し、市民との協働体制を構築してほしい。	△	今後の管理方法については、関係機関と協議しながら検討していきますが、市民の皆様との協働による管理が望まれるものと考えます。
78	その他	計画案の策定に際しては、学識者、有識者、市民を交えた検討委員会や都市計画審議会などの審議が必要と思われる。案の策定プロセスや、公園開園までの流れを明らかにしてほしい。	□	基本計画案は、庁内の関係所管の職員によるプロジェクトチームで、学識経験者の助言を得ながら検討した結果に基づいて、策定したものです。 今後も、市民の皆様のお意見を聞きながら、関係機関との協議を踏まえて、公園開園に向けて取り組んでいきます。
79	基本方針 (自然保護)	計画案内の『自然環境の概要』については、40年以上前の調査結果を紹介しているものであり、本書内の記載は過去形で記載するなど、現況と違うことを明記し、併せて自然環境調査の実施が必要である。	△	基本計画案の策定に当たっては、既存の資料をもとに記載しています。今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。
80	基本方針 (自然保護)	斜面部の植生については、郷土的な希少種を把握し、盗掘防止等の対応をするとともに、斜面崩壊の危険箇所を把握することが必要である。	□	今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。 危険箇所については、都市公園として安心して安全に利用できるよう整備します。
81	基本方針 (自然保護)	池と水路を伴う本公園の環境は貴重であり、公園内の水源等を把握し、公園計画に活かしていくべきである。併せて、水生動植物の貴重な生育環境であることに配慮して維持管理を検討すべきである。	□	池及び小川は原則保全し、生育環境や水質を守っていく計画です。 今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。
82	基本方針 (自然保護)	基本方針に基づく具体的な事業内容等について明らかにされたい。	□	今後の管理、利用方法等については、本計画案の内容に基づいて、関係機関と協議しながら、具体化していきます。

83	ゾーニング	ゾーンのイメージや方向性の記載がない。特に、自然観察エリア、水環境保全エリア、森林保全エリアについての明確な方向性の提示が必要である。	□	自然観察エリアは、現況の環境を保全し、来園者が自然観察を通じて自然に親しむ場とし、森林保全エリアは、原則として、既存の森林が維持されるよう管理を行い、自然環境の保全を図る場とし、水環境保全エリアは、計画地内の中心となる水系である池と流れの水環境を残し、水と緑の調和が一段と深まる場とする計画です。 今後の管理、利用方法等については、本計画案の内容に基づいて、関係機関と協議しながら、具体化していきます。
84	その他	本計画は、施設整備の方向性を示したに過ぎず、基本設計に移行する前に基本計画の詳細について検討する必要がある。	■	本計画案は、公園整備の基本的な計画について取りまとめたものです。今後の管理、利用方法等については、本計画の内容に基づいて、関係機関と協議しながら、具体化していきます。
85	運動施設 (野球場)	軟式野球やソフトボールは、5つの団体に対し、20を超える球場があるが、硬式野球場は3箇所のみである。公園内の野球場については、硬式野球専用としてこれからも利用させてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
86	運動施設 (野球場)	軟式野球やソフトボールは、5つの団体に対し、20を超える球場があるが、硬式野球場は3箇所のみである。公園内の野球場については、「逗子市が全国に誇る逗子の名を冠した硬式野球チーム」の活動の場として、そして人間的成長を大切に育んでいく貴重な場として、硬式野球専用としてこれからも利用させてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
87	運動施設 (野球場)	公園内の野球場について、軟式野球チーム等への一般開放を反対する。これまで逗子リトルリーグ専用で利用してきたため、父母の労働力でグラウンド整備が行き届いている。一般開放することで、リトルリーグの主要な大会が開催できなくなることが予想される。また、優先利用できない場合、逗子リトルリーグの成績下降が予想される。今後も現在の練習環境を確保し、逗子から日本代表を輩出していくべきである。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
88	アーチェリー場	アーチェリーの公式ルールでは、90、70、50、30メートルの各距離の射場が必要であり、また、安全に初心者教室を開催するためにも、長さ90メートル、幅30メートル程度の規模はほしい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。

89	アーチェリー場	アーチェリーの公式ルールに鑑み、90メートルまで撃てる射場を整備してほしい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
90	基本方針（自然保護）	池子の森は、何十年と人手に触れることなく残った自然の森であり、人の手を加えることはやめてほしい。	■	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
91	基本方針（自然保護）	池子の森については、どのような用途であれ、人間の手を加えることなく、現代社会の欲望の対極の姿として、今のままにしておいてほしい。	■	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
92	アーチェリー場	アーチェリー場を新設するに当たり、なぜ射程距離を最大70メートルとしたのか知りたい。アーチェリーの公式ルールでは、日本の競技規定でも、世界アーチェリー連盟の競技規則であっても、90、70、50、30メートルの各距離の射場が必要である。90メートルの練習ができないのでは、あまり利用されないアーチェリー場になってしまう。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
93	判読不明	判読不明	-	-
94	運動施設（その他）	スポーツ、レクリエーションエリア等のゾーニングであるが、老若男女が一緒に楽しめるスポーツ施設がない。については、具体的な提案としてマレットゴルフ場を提案したい。広大な面的整備は不要であり、各施設の外周等を幅5メートルほど利用することでコース設定が可能である。	△	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。芝生広場の利用方法等については、今後、関係機関との協議等を踏まえ具体化していきますが、基本的に誰もが利用できる公園施設であることを踏まえ整備するものです。
95	基本方針（自然保護）	池子の森の環境は、次世代に単に残すだけでなく、環境を保護する責任を託す観点が必要である。については、自然を体感できる最低限度の利用にとどめ、活用は控えるべきである。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
96	基本方針（自然保護）	市の自然林として、今後も残して欲しい。例えば森の墓地、市営墓地とし、低木を植えることを提案する。	■	本計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。

97	野外活動施設	公園内にツリーハウスをつくることを提案する。完成品を購入するのではなく、専門家の指導のもと、特に青少年につくる喜びを体験させたい。	□	自然観察エリアにおいては、自然観察などの野外活動の拠点となる施設の整備を検討していきます。特に、将来を担う青少年が公園内の自然環境を学習し、より身近に感じられる施設を目指します。 また、子ども遊び広場では、自然の中で子どもたちの自由な発想で遊ぶことのできる遊び場(プレイパークなど)を想定しています。
98	基本方針(自然保護)	整地整備などをせず、現況のまま保全すべきである。利用人数も制限すべきである。池子の森の歴史、環境、動植物の生態が多くの人によく理解されるように提示してほしい。観光資源にすることなく、レクリエーション施設や自動販売機も設置しないでほしい。	△	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とすることとしています。多くの市民が、安心して安全に利用できるよう公園として整備し、その利用方法等につきましては、今後も、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
99	運動施設(野球場)	硬式で野球の出来る球場が少ないので、逗子リトルリーグの子たちがのびのびと野球が続けられるようにしてほしい。	△	都市公園の公園施設は、基本的に誰もが利用できる施設です。個々の施設の利用方法等については、施設の現況や関係機関との協議を踏まえ、検討していきます。
100	基本方針(防災)	防災拠点として、備蓄倉庫を充実するとともに、災害時に避難所となる施設を設置してほしい。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
101	その他	逗葉地域医療センター・逗子市保健センターは非常時に重要な施設であり、既存の建築物を増築して、機能を高めしてほしい。	-	公園整備予定地の対象外につき、ご回答しかねます。
102	その他	公園計画地内への病院誘致を再度検討してほしい。特別養護老人ホームも設置してほしい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
103	基本方針(自然保護)	計画地に元々棲む生物を優先した計画としてほしい。例えば、道はコンクリートやアスファルトにせず、木道や木レンガなどにし、地面が呼吸できるようにしてほしい。	△	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後、ご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
104	基本方針(防災)	災害時の避難場所になることに備えて、防災機能を持つベンチを設置すべきである。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。

105	アーチェリー場	アーチェリー場を新設するに当たり、「射程距離：最大70メートル、横幅：約20メートル」の規模は、厳密なものであるのか、ある程度幅をもっているのか。射場の一部でも射的距離を延長してほしい。	△	アーチェリー場の位置、規模等につきましては、逗子市体育協会、逗子市アーチェリー協会との調整を踏まえて設定したものです。利用方法等については、ご意見とともに、関係機関との協議を踏まえ、具体化していきます。
106	基本方針（自然保護）	計画地は自然度が高いところであるので、公園にする際にも貴重な植物を残し、開発をなるべく小さくしてほしい。意見を広く聴くため、市民との話し合いの場をつくってほしい。	△	計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
107	基本方針（自然保護）	計画地は、これまで奇跡的に残った原生林に近い森林であり、できるだけ手を加えないでほしい。遊歩道などをつくる際には、必ず木道やレンガを使用してほしい。自然史博物館位ならばつくっても良い。なによりも、従来の生物を優先的に守るような計画してほしい。	△	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用の場を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
108	その他	スウェーデンの「森の墓地」のように自然と一体となれる市営墓苑がほしい。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
109	その他	400メートルトラック、野球場を改装して、多目的に使える屋外施設にしてほしい。	■	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。
110	その他	逗子市の歴史に関係した「戦争と平和を考える」施設や記念館等を要望する。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
111	文化財展示・収蔵施設	歴史、考古学に寄与する博物館を増設してほしい。	△	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示・収蔵施設の整備を検討することとしています。公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。

112	その他	自然保護レンジャーなど、高齢者も含めた人材育成の場として活用してほしい。	△	公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行うこととしています。 具体的な内容については今後検討していきます。
113	その他	人の利用を前提とするのではなく、自然の保護、保全を優先してきたこれまでの経緯を継承すべきである。	□	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。
114	基本方針(防災)	市内で不足している備蓄倉庫と避難所を含む防災拠点となるよう求める。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
115	その他	スウェーデンの「森の墓地」のように自然と一体となれる市営墓苑がほしい。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
116	その他	400メートルトラック、野球場を改装して、多目的に使える屋外施設にしてほしい。	■	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。
117	その他	逗子市の歴史に関係した「戦争と平和を考える」施設や記念館等を要望する。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
118	文化財展示収蔵施設	歴史、考古学に寄与する博物館を増設してほしい。	△	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。 公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
119	その他	自然保護レンジャーなど、高齢者も含めた人材育成の場として活用してほしい。	△	公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行うこととしています。 具体的な内容については今後検討していきます。

120	その他	人の利用を前提とするのではなく、自然の保護、保全を優先してきたこれまでの経緯を継承すべきである。	□	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。
121	基本方針(防災)	市内で不足している備蓄倉庫と避難所を含む防災拠点となるよう求める。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
122	その他	スウェーデンの「森の墓地」のように自然と一体となれる市営墓苑がほしい。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
123	その他	400メートルトラック、野球場を改装して、多目的に使える屋外施設にしてほしい。	■	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。
124	その他	逗子市の歴史に関係した「戦争と平和を考える」施設や記念館等を要望する。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
125	文化財展示収蔵施設	歴史、考古学に寄与する博物館を増設してほしい。	△	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
126	その他	自然保護レンジャーなど、高齢者も含めた人材育成の場として活用してほしい。	△	公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行うこととしています。具体的な内容については今後検討していきます。
127	その他	自然の保護、保全を優先し、更に広葉樹林の植樹を検討すべきである。	□	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。

128	基本方針 (防災)	環境に配慮した防災拠点の設置を求める。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
129	その他	スウェーデンの「森の墓地」のように自然と一体となれる市営墓苑がほしい。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
130	その他	400メートルトラック、野球場を改装して、多目的に使える屋外施設にしてほしい。	■	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。
131	その他	逗子市の歴史に関係した「戦争と平和を考える」施設や記念館等を要望する。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
132	文化財展示 収蔵施設	歴史、考古学に寄与する博物館を増設してほしい。	△	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
133	その他	自然保護レンジャーなど、高齢者も含めた人材育成の場として活用してほしい。	△	公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行うこととしています。具体的な内容については今後検討していきます。
134	その他	人の利用を前提とするのではなく、自然の保護、保全を優先してきたこれまでの経緯を継承すべきである。	□	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。
135	基本方針 (防災)	市内で不足している備蓄倉庫と避難所を含む防災拠点となるよう求める。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。

136	その他	スウェーデンの「森の墓地」のように自然と一体となれる市営墓苑がほしい。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
137	その他	400メートルトラック、野球場を改装して、多目的に使える屋外施設にしてほしい。	■	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。
138	その他	逗子市の歴史に関係した「戦争と平和を考える」施設や記念館等を要望する。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
139	文化財展示収蔵施設	歴史、考古学に寄与する博物館を増設してほしい。	△	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
140	その他	自然保護レンジャーなど、高齢者も含めた人材育成の場として活用してほしい。	△	公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行うこととしています。具体的な内容については今後検討していきます。
141	その他	人の利用を前提とするのではなく、自然の保護、保全を優先してきたこれまでの経緯を継承すべきである。	□	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。
142	基本方針（防災）	市内で不足している備蓄倉庫と避難所を含む防災拠点となるよう求める。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。

143	その他	スウェーデンの「森の墓地」のように自然と一体となれる市営墓苑がほしい。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
144	その他	400メートルトラック、野球場を改装して、多目的に使える屋外施設にしてほしい。	■	運動施設については、基本的に既存の施設を利用するものとし、周囲の自然に影響のないよう整備する計画です。
145	その他	逗子市の歴史に関係した「戦争と平和を考える」施設や記念館等を要望する。	■	計画案では、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とする計画としています。多くの市民が公園として、安全、安心に利用できるよう整備していきます。利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
146	文化財展示収蔵施設	歴史、考古学に寄与する博物館を増設してほしい。	△	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
147	その他	自然保護レンジャーなど、高齢者も含めた人材育成の場として活用してほしい。	△	公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行うこととしています。具体的な内容については今後検討していきます。
148	その他	人の利用を前提とするのではなく、自然の保護、保全を優先してきたこれまでの経緯を継承すべきである。	□	池子の返還は市是となっており、重要な課題です。今回は、40ヘクタールの土地を、共同使用により、都市公園として整備するものです。市民の皆様が安心して安全に利用できる公園となるよう整備していきます。
149	基本方針(防災)	市内で不足している備蓄倉庫と避難所を含む防災拠点となるよう求める。	△	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
150	その他	計画地の歴史的背景、特に近現代の歴史を学ぶことで、戦争と平和について考えることのできる施設があっても良いのではないかと。	△	公園内の自然環境などについて情報発信する、ビジターセンターとしての機能を有する野外活動センターにおいて、公園敷地のこれまでの経緯についても紹介することを検討していきます。

151	文化財展示収蔵施設	既存の文化財に加え、今後も文化財の出土が予想される中、多くの市民や研究者等の教材とするため、文化財を整理復原し、展示することが必要である。 併せて、未整理の出土遺物の整理作業を学芸員の指導を市民が受けられる場所も必要である。	□	市としては、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、公園内に、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。 公園の利用方法等につきましては、今後ともご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
152	その他	公園敷地内にクロスカントリーコースを設置してほしい。雑木伐採と木材チップの使用で、低コストで設置、維持が可能であり、利用希望者も多いものと思われる。	■	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にいた保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。 現時点で、クロスカントリーのコースの設置は計画していません。
153	ドッグラン	犬を広場に離すという単純な考えは危険である。訓練が行き届いていない犬が広場に放たれば犬同士が噛み合いになる可能性がある。複数の獣医師の意見を聞くなど、検証をすべきである。	△	利用者が安心して、安全に利用できるよう整備、管理していくに当たって、ご意見を参考にさせていただきます。
154	基本方針（自然保護）	子どもが森に触れ、動植物を体感し、自然と共生する感覚を養う森とする。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にいた保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。
155	基本方針（自然保護）	共同運動場北側の谷と丘陵は、自然度の高い森の維持、保全地区とし、池から流れる水路は、ホタルが生育する水路となるよう再生を進める。	□	ご指摘の範囲は、原則現況のまま保全する森林保全エリアと、現況の環境を保全し、来園者が自然観察を通じて自然に親しむ自然観察エリアに位置付けています。 なお、池、小川の水環境保全エリアは、原則として現況を保全します。
156	その他	池子の森の維持・保全・活用に当たっては、市民参加のもとで学習会、検討会を開催し、市民が主体となって森を保全・活用するための楽しく魅力的な機会を組織する。	△	公園の利用方法等につきましては、今後ともご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
157	基本方針（自然保護）	自然保護を前提としつつ、自然観察公園、休憩施設等を整備してほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にいた保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。 今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。

158	基本方針 (防災)	防災拠点として、防災資機材、食料、水、衣料等を備蓄し、仮設住宅のための用地、資機材の確保をしてほしい。	□	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
159	その他	市民病院を設置してほしい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
160	基本方針 (自然保護)	なるべく自然のままにし、遊歩道程度は設置してほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
161	基本方針 (防災)	食料、水等の備蓄をし、防災倉庫を設け、津波対策や避難所にも利用できる防災拠点としてほしい。	□	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
162	その他	自然のままの市営墓苑としてほしい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
163	その他	市内にも高齢者が多くなり、200～300床の緊急病院や、公的に安価な老人ホームを整備してほしい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
164	基本方針 (自然保護)	自然の保護、保全を優先してほしい	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
165	基本方針 (防災)	防災拠点を創設してほしい	□	公園の整備方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
166	その他	日米で利用できる野外の舞台がほしい。自然の中でイベントができる場としてほしい。	△	芝生広場等公園の利用方法等につきましては、今後もご意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
167	運動施設 (その他)	既存の400メートルトラックや野球場を改装し、多目的に使える施設にしてほしい。	■	運動施設等は、基本的に既存の施設を利用する計画です。

168	基本方針 (自然保護)	自然の保護、保全を優先してほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
169	基本方針 (防災)	防災拠点として整備してほしい。	□	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
170	その他	大きな病院を整備してほしい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
171	運動施設 (その他)	既存の400メートルトラックや野球場を改装し、多目的に使える施設にしたい。	■	運動施設等は、基本的に既存の施設を利用する計画です。
172	基本方針 (自然保護)	自然の保護、保全を優先してほしい。	□	人が関与しない区域や、自然観察する区域など、自然保護を念頭にした保全、活用を設けるとともに、適切な管理を検討していきます。今後の管理、利用方法についても、自然に大きな影響を与えることのないよう、慎重に検討していきます。
173	基本方針 (防災)	防災拠点として整備してほしい。	□	基本方針には災害対応も含めています。具体的な対応策については、公園整備とともに、今後、関係機関との協議を行いながら、具体化していきます。
174	その他	大きな病院を整備してほしい。	■	本計画案は、極力現状に手を加えず、既存施設や自然環境を活かした都市公園とするものです。
175	その他	自然環境の現状把握が十分とは言えない。まずは、逗子市周辺をフィールドとするナチュラリストや自然保護NGOにヒアリングしたり、米軍の所有する自然環境情報等を得るなどの情報収集に努めるべきである。今後の計画の具体化の際にも、新たな情報を得た際には、現計画にとらわれずに柔軟に計画を変更してほしい。	△	今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。

176	アーチェリー場	アーチェリー場については、設置の必要性が不明である。また、設置する場所についても、谷戸の最奥部に設置することが適切だとは考えにくい、そもそも設置場所について判断する自然環境の現況把握が不足している。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同により利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。 今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。
177	その他	今後計画案の具体化を進めるに当たっては、十分な市民参加の仕組みを準備すべきである。先行事例を調査し、自然環境の保全と利用に市民参加型で取り組む仕組みを準備すべきである。	△	基本計画案は、庁内の担当所管によるプロジェクトチームにて、学識者の助言を得ながら検討した結果に基づいて、策定したものです。 今後も、市民の皆様の意見をお聞きしながら、関係機関との協議等を踏まえて、進めていきます。
178	判読不明	判読不明	-	-
179	文化財展示収蔵施設	文化財展示収蔵施設は必要である。既存のシロウリガイ展示施設も含め、その内容を検討すべきである。	□	計画案では、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討することとしています。 今後もしも意見、関係機関との協議を踏まえ具体化していきます。
180	アーチェリー場	アーチェリー場の屋根や網は景観を損ねるのではないかな。	△	アーチェリー場の設置に当たっては、池子の森自然公園の施設として、景観に配慮しつつ、極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。
181	動線計画	久木側からの自転車での動線は、エントランス付近の駐輪場までだが、既存の車の通れる道は自転車も通ってよいのではないかな。	■	公園整備に当たっては、自然保護を念頭に検討しました。については、久木側からの動線計画については、現時点では、自然観察エリア、森林保全エリア、水環境保全エリアへの自転車による入場は想定していません。
182	その他	自然環境の現況把握の調査は古いものであり、新たな調査が必要である。施設決定の前には調査すべきである。	△	基本計画案の策定に当たっては、既存の資料をもとに記載しています。今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。
183	アーチェリー場	ほとんどの施設が、既存の施設の有効利用であるのに、アーチェリー場の新設は異質に思える。貴重な自然や限られた平地スペースを割いてまで、競技人口のあまり多くないと思われる競技の専用施設を設ける必要性を感じない。他競技との競技人口の比較等のデータを別添してはどうか。	■	現在、第一運動公園では、アーチェリーと和弓はひとつの施設を共同により利用しているため、分離をするものです。極力、自然への影響がないよう整備を図っていきます。

184	その他	自然環境の現況把握の調査は古いものであり、新たな施設を設ける前には新たな調査をしてほしい。継続的な調査には小・中学生、高校生も参画できるようなしくみとしてはどうか。	△	基本計画案の策定に当たっては、既存の資料をもとに記載しています。今後、公園の整備に当たり、必要に応じて、国、米軍等の関係機関と協議し、調査の実施を検討していきます。
-----	-----	---	---	---